

経済産業研究所 B B L セミナー

2003年7月22日

WTO農業交渉と 農業問題の本質

本間正義

(RIETIファカルティフェロー/東京大学
大学院農学生命科学研究科教授)

日本の農産物貿易交渉等の推移

1955年:GATT加盟

60年:貿易自由化計画大綱(121品目輸入自由化)

63年:GATT11条国(IMF8条国)へ移行

67年:ケネディ・ラウンド決着(63年~)

72年:アメリカ大豆等輸出規制

78年:東京ラウンド決着(73年~)

86年:ウルグアイ・ラウンド開始

88年:日米農産物交渉合意(牛肉、オレンジ、12品目)

91年:ダンケル合意案提示(牛肉、オレンジ自由化)

93年:ウルグアイ・ラウンド決着

95年:ウルグアイ・ラウンド合意実施

99年:コメの関税化

2000年:WTO農業交渉開始

UR 農業合意：(1) 市場アクセス

- ・ 非関税障壁の関税化と全ての関税の譲許
- ・ 6年間で平均36%、最低15%の関税削減
- ・ 関税化品目の特別セーフガード
- ・ 初年度3%、6年目5%のミニマムアクセス
- ・ カレントアクセス(1986～88実績の維持)
- ・ 関税化の特例措置
ただし4 8%のミニマムアクセス

UR 農業合意：(2) 輸出補助金

- ・輸出補助金支出額を6年間で36%削減
- ・輸出補助金付き輸出数量を6年間で21%削減
- ・新たな輸出補助金を導入しない

UR 農業合意：(3) 国内助成

- ・国内助成措置のうち緑の政策を除く全てをAMS(助成合計量)で算定して6年間で20%削減
- ・緑の政策：研究・普及、基盤整備、備蓄、所得支持、災害補償、環境保護、地域対策、など
- ・青の政策：生産制限下の直接支払い
- ・黄の政策：緑・青以外の全ての政策で削減対象
- ・デミニミス：生産額の5%以下の助成措置は黄の政策でもAMSに算入しない

日本の措置

- ・関税化：コメ(99年)、小麦、大麦、乳製品、でん粉、雑豆、落花生、こんにゃくいも、繭・生糸、豚肉
- ・関税引き下げ：最低15%、平均36%
- ・ミニマムアクセス：コメで4%(95年)から7.2%(2000年)
- ・輸出補助金：導入なし
- ・AMS削減：5兆円を4兆円に削減(99年実績で約7500億円)

WTO農業交渉の目的

[農業協定第20条(改革過程の継続)]

加盟国は、根本的改革をもたらすように助成及び保護を実質的かつ漸進的に削減するという長期目標が進行中の過程であることを認識し、次のことを考慮に入れて、実施期間の終了の1年前にその過程を継続するための交渉を開始することを合意する。

(a) 削減に関する約束の実施によってその時点までに得られた経験

(b) 削減に関する約束が世界の農業貿易に及ぼす影響

(c) 非貿易的関心事項、開発途上加盟国に対する特別のかつ異なる待遇、公正で市場指向型の農業貿易体制を確立するという目標その他前文に規定する目標及び関心事項

(d) これらの長期目標を達成するために更にいかなる約束が必要であるか。

(注：下線は報告者による)

農業交渉の争点：(1)市場アクセス

- (A) 関税：スイス方式による大幅削減 米国、ケアンズ
UR方式による緩やかな削減 日本、EU
- (B) 関税割当：廃止して関税のみの制度へ 米国、ケアンズ
運用を明確化して維持 日本、EUなど
- (C) ミニマム・アクセス：大幅な拡大 米国、ケアンズ
国内消費量に合わせて見直し 日本
- (D) 特別セーフガード：廃止 米国、ケアンズ
存続 日本(新たな品目の導入)、EU

農業交渉の争点：(2) 輸出補助金・輸出規制

(A) 輸出補助金：廃止か存続か

- ・5年間で廃止 米国、ケアンズ
- ・廃止に抵抗 EU

(B) 輸出信用・食料援助：

- ・輸出補助金と同等の規律 EU
- ・乱用防止のための規律 米国

(C) 輸出禁止・制限：

- ・規律を強化し輸出税化 日本
- ・規律強化 米国、EU、韓国など
- ・規律強化に反対 ケアンズ

農業交渉の争点：(3) 国内助成

(A) 緑の政策：

- ・厳格化・上限設定 ケアンズ、途上国
- ・枠組み維持 米国、日本、EU

(B) 青の政策：

- ・廃止 米国、ケアンズ
- ・維持 EU、日本など

(C) 黄の政策：

- ・AMSの見直しと大幅削減・撤廃 米国、ケアンズ
- ・UR方式の維持 日本、EUなど

(D) デミニミス：維持 米国、日本、カナダ

先進国撤廃・途上国維持 途上国、EU

ハービンソン・モダリティ提案

(1) 市場アクセス

(A) 関税：5年間で次の方式により削減

現行譲許税率	平均	最低
90%超	60%	45%
90%～15%	50%	35%
15%以下	40%	25%

- ・従価税化：最近5カ年の最高最低を除いて計算
- ・加工品の関税がその非加工品より高いとき、前者を後者より最低30%増しで削減

ハービンソン・モダリティ提案

(B) 関税割当・ミニマムアクセス:

最終譲許の関割数量が国内消費量(99~01又は最新3ヵ年平均)の10%未満であれば10%まで拡大

・ただし、対象品目の4分の1を上限とし、同数の品目を12%まで拡大することを条件に、一部の品目を8%に止めることができる。

(C) 特別セーフガード:

先進国は実施期間最終年又はその2年後に廃止

ハービンソン・モダリティ提案

(2) 輸出補助金

(A) 現行約束金額の2分の1までの品目は5年間で廃止

1年目: 金額と数量の最終譲許水準の70%に削減

2年目: 49% (前年の70%) 5年目: 16.8%

6年目: ゼロ

(B) 残りの品目は10年間で廃止

1年目: 最終譲許水準の75%に削減

2年目: 56.3% (前年の75%) 9年目: 7.6%

10年目: ゼロ

ハービンソン・モダリティ提案

(3) 国内助成

(A) 緑の政策: 一定の改訂を条件に、維持

(B) 青の政策: 2つのオプション

1) 直近の水準を上限として譲許し、5年間で50%削減

2) 全ての青の政策をAMSに算入(青の政策の廃止)

(C) 黄の政策: AMSを5年間で60%削減

・ただし、品目ごとのAMSは1999～2001年平均の水準を超えてはならない

(D) デミニミス: 先進国の現行5%を毎年0.5%削減

日本農業への影響

(1) コメの場合

- ・ 現行税率: $341 \text{ 円/kg} = 490\%$
- ・ 最低削減率 45% を適用すると 270% に低下
- ・ 輸入米 (米国産) = 約 100 円/kg 370 円/kg
- ・ 輸入米 (中国産) = 約 80 円/kg 296 円/kg
- ・ 国産米 (約 300 円/kg) は競争可能

(2) コメ以外の高関税品目の大幅削減が必要

小麦 (210%)、大麦 (190%)、脱脂粉乳 (200%)、
バター (330%)、でん粉 (290%)、落花生 (500%) など

農業保護の源泉

－農産物市場－

- ・食料需要の停滞：小さい所得弾力性、エンゲル法則
- ・食料供給の増加：技術進歩、公共投資
- 農産物価格の低下：資源移動・産業調整への抵抗

－政治環境－

- ・農民の政治的結束：小さな産業でのCollective Action
 - ・国民の寛容性：少ない国民1人当りの農業保護費用
- 農業保護の蔓延と打開の困難性

農業保護をめぐる新たな展開

- ・国民の寛容性の喪失：長期不況・失業
- ・デフレ経済と農業：価格破壊のない農業
- ・農民の結束に乱れ：農協の弱体化
- ・多様な農民の出現：農政に依存しない農民
- ・新たなプレーヤー：外圧（海外の生産者）
- ・WTO・FTAの推進：農業分野の抵抗
- ・農業保護の外部性：農業保護の社会的費用

新しい農業を求めて

- ・農地法改革：参入規制と転用期待の排除
多様な農業経営形態の導入
- ・農業構造改革：大規模化と技術の集約化
農地の集積、加工・流通部門との統合
- ・輸出農産物の育成：産业内貿易の推進
日本食の普及、ジャポニカ米需要の拡大
- ・日本農業の海外進出：低賃金、大規模経営、円高
グローバル化の一形態、日本農業の空洞化